## 新会計基準解説

# 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の概要(下)

企業会計基準委員会 ディレクター **村瀬進吾** 企業会計基準委員会 専門研究員 **福江東晶** 

### Ⅲ リース会計基準等<sup>1</sup>の概要(承前)

#### 6 貸手のリースの会計処理

貸手の会計処理については、リースの定義及びリースの識別並びに企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)との整合性を図る点を除き、基本的に企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第16号」という。)を踏襲している。

#### (1) リースの分類

貸手は、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類する(リース会計基準第43項)。また、貸手は、ファイナンス・リースについて、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースとに分類する(リース会計基準第44項)。

#### (2) ファイナンス・リースに係る会計処理

貸手は、ファイナンス・リースについて、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う(リース会計基準第45項)。

リース会計基準等では、ファイナンス・リー

スの会計処理について、収益認識会計基準において対価の受取時にその受取額で収益を計上することが認められなくなったことを契機としてリースに関する収益の計上方法を見直した結果、企業会計基準適用指針第16号で定められていた「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」を廃止している。

#### ① 所有権移転外ファイナンス・リース

貸手として行ったリースが所有権移転外ファイナンス・リースと判定される場合、貸手は、 事業の一環で行うリースについて取引実態に応 じ、次の(ア)又は(イ)のいずれかの会計処 理を行う(リース適用指針第71項)。

- (ア) 製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行う所有権移転外ファイナンス・ リース
  - (i) リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、原資産の帳簿価額により売上原価を計上する。原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある

<sup>1</sup> 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。) 及び企業会計基準適用指針第33 号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。) を以下合わせて「リース会計基準等」という。